

事例 1 既存の保有する顧客の属性データ分析を行う場合（利用目的）

A) 相談内容

X社は、顧客の会員情報（顧客ID、氏名、年齢、性別、購買履歴）の個人データを保有しています。

この度、X社は、会員情報を分析して特定商品の購入見込みの高い顧客をフラグ付けし、当該顧客に対してX社の新商品に関する広告を送付することを検討しています。具体的には、A社に会員情報の分析業務を委託した上で、A社から受領した分析結果をもとに、新商品に関する広告を送付することを検討しています。

この場合に、X社が個人情報保護法上、留意すべき点は何でしょうか？

B) 前提となる事実関係

- X社は、顧客の会員情報の利用目的を「X社の商品の発送のため」と特定している。
- X社は、A社に対し、X社が保有する会員情報の分析業務を委託する（委託契約）。
- X社は、委託に伴って、A社に対し、顧客ID、氏名、年齢、性別、購買履歴を提供する。
- A社は、委託に伴ってX社から提供を受けた会員情報を分析し、特定商品の購入見込みの高い顧客をフラグ付けして分析結果をX社に返す。
- X社は、A社から受領した分析結果をもとに、特定商品の購入見込みの高い顧客に対し、X社の新商品に関する広告を送付する。



C) 相談への回答

① 既存顧客との関係

- X社が新たに行おうとしている個人情報の取扱いは、「X社の商品の発送のため」という利用目的に含まれず、またこれと関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えていると考えられるため、あらかじめ本人の同意を得て個人情報を取り扱う必要があります。
- そこで、X社は、既存の顧客に口頭あるいは書面で同意を得る必要があります。
 - ※ 店頭に張り紙を貼ることやメールで周知するだけでは不十分であり、本人の同意が必要です。
 - ※ X社は、個人データの取扱いの委託に伴ってA社に個人データを提供する場合、A社は委託先にあたり、第三者に該当しないため、本人から第三者提供に係る同意を得る必要はありません。

② 新たな顧客との関係

- X社が新たに行おうとしている個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定し、その利用目的を、本人に通知するか、公表しなければなりません。また、本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

その他の留意点

- X社は、A社において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、A社に対し必要かつ適切な監督を行う必要があります。
- A社は、X社から委託された業務の範囲内で、X社から提供を受けた個人データを取り扱う必要があります。
- A社は、個人情報取扱事業者にあたるため、自社の個人情報の利用目的を特定し、本人に通知し又は公表することが必要です。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】

3-1-2 利用目的の変更（法第 17 条第 2 項、第 21 条第 3 項関係）

上記 3-1-1（利用目的の特定）により特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※1）で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知（※2）するか、又は公表（※3）しなければならない。

なお、特定された利用目的（法第 17 条第 2 項に定める範囲で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法第 18 条第 1 項に従って本人の同意を得なければならない。ただし、本人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等、法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる（3-1-5（利用目的による制限の例外）参照）。

（※1）「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

（※2）「本人に通知」については、2-14（本人に通知）を参照のこと。

（※3）「公表」については、2-15（公表）を参照のこと。

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）

(1) 委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 25 条により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-4（委託先の監督）参照）。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q & A】

Q 7-37 ガイドライン（通則編）3-6-3の「(1) 委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 7-37 次のような事例が考えられます。（中略）

事例 2）複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

Q 1-53 委託業務として、委託元の個人情報データベース等を利用していますが、この場合も、個人情報取扱事業者に該当しますか。

A 1-53 委託元の個人情報データベース等を加工・分析等をせずにそのまま利用する場合でも、委託された業務を行うために利用するのであれば「事業の用に供している」ことになり、委託先も個人情報取扱事業者に該当します。

※委託に関して、事例 2 の参考情報もご参照ください。

事例2 複数社からそれぞれ委託を受けたデータを活用する場合

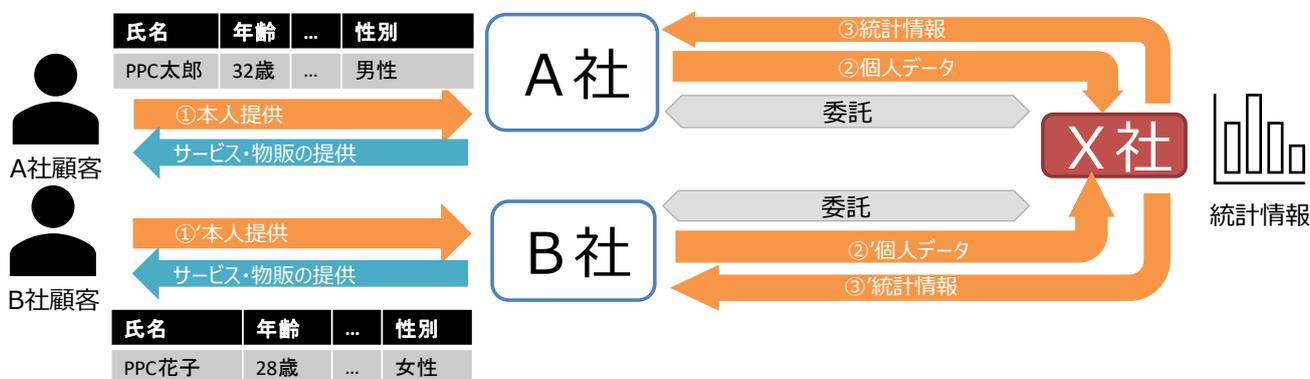
A) 相談内容

A社とB社は、それぞれの個人データを相手方に渡さず、両社の全体の統計情報を作って分析するという提携を結び、蓄積している顧客データを基に、商品の購買層の分析をすることにしました。具体的には、両社は、X社に対して、それぞれの個人データを渡し、統計情報として分析してもらうこととしました。このように、X社は、A社及びB社のそれぞれから、委託に伴って個人データの提供を受け、当該提供された個人データから一つの統計情報を作成します。

この場合に、X社が個人情報保護法上、留意すべき点は何でしょうか？

B) 前提となる事実関係

- A社及びB社はそれぞれ、X社に対して、統計情報の作成を委託する（委託契約）。
- A社及びB社はそれぞれ、委託に伴ってX社に対し個人データを提供する。



C) 相談への回答

- X社は、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合（名寄せ）することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。X社において各事業者から提供を受けた個人データを突合して統計情報を作成する場合には、A社においてはB社に対する第三者提供に係る本人同意を、B社においてはA社に対する第三者提供に係る本人同意を、それぞれ取得する等の対応を行う必要があります。
- X社は、A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合（名寄せ）することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成し、これをA社及びB社に提供することは可能です。

その他の留意点

- X社は、A社から委託に伴って提供を受けた個人データと、B社から委託に伴って提供を受けた個人データを区別して取り扱う必要があります。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）

(1) 委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 25 条により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-4（委託先の監督）参照）。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関する Q & A】

Q 7 - 43 A 社及び B 社から統計情報の作成の委託を受ける場合に、以下の取扱いをすることはできますか。

- ① A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること
- ② A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて 1 つの統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること

A 7 - 43 ①個人データの取扱いの委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできません。したがって、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。

外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A 社及び B 社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

- ② A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合していないため、委託先において A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データをサンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて 1 つの統計情報を作成することができます。

（委託に関して参考となる他の Q&A）

[A 7 - 41 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできますか。](#)

URL: https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-41

[Q 7 - 42 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。](#)

URL: https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-42

事例3 委託を受けた個人データを用いて生成した学習済みパラメータを扱う場合

A) 相談内容

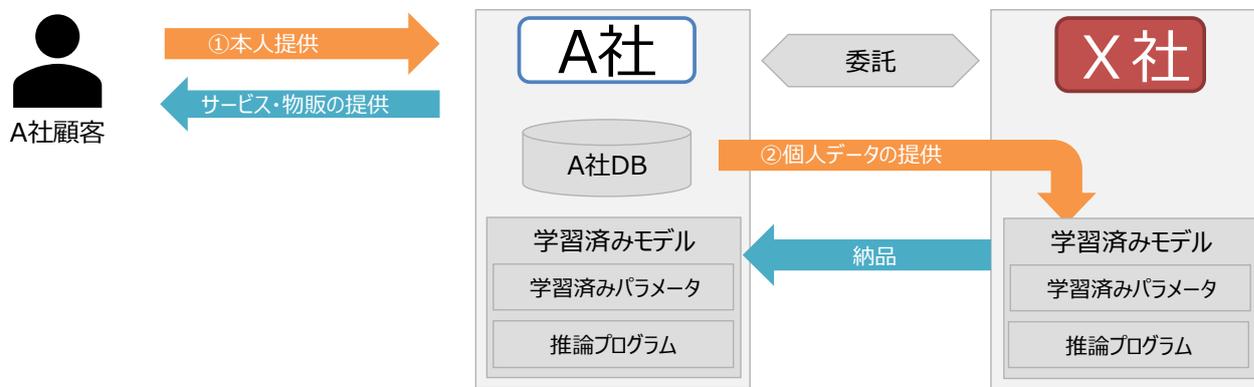
X社は、A社から、機械学習の学習済みモデルの作成の委託を受けます。具体的には、A社から委託に伴って提供を受けた個人データを学習用データとして用いて、機械学習の学習済みモデルを作成します。

この場合に、X社が個人情報保護法上、留意すべき点は何でしょうか？

※ 「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」を一体として「学習済みモデル」と呼びます。

B) 前提となる事実関係

- X社は、A社から、機械学習の学習済みモデルの作成の委託を受ける（委託契約）。
- X社は、委託に伴って、A社から個人データの提供を受ける。
- X社は、その作成した学習済みモデルをA社に納品する。



C) 相談への回答

- X社は、A社から委託に伴って提供を受けた個人データを、自社の個人データと区別して管理する必要があります。
- X社は、A社から委託された業務の範囲内で、A社から提供を受けた個人データを取り扱う必要があります。
- なお、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）は、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しません。

【学習段階】

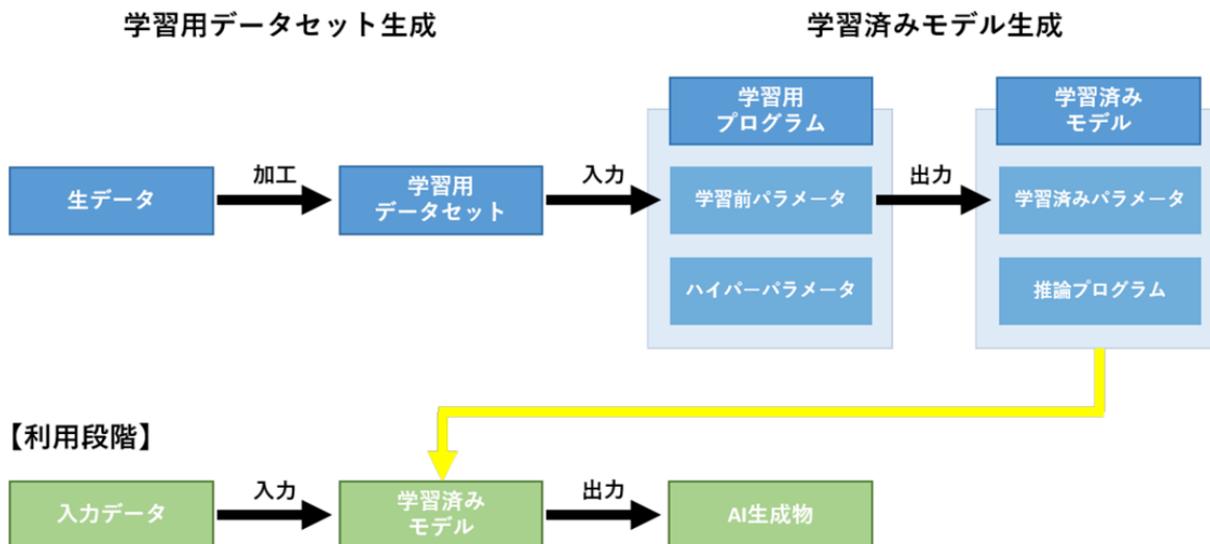
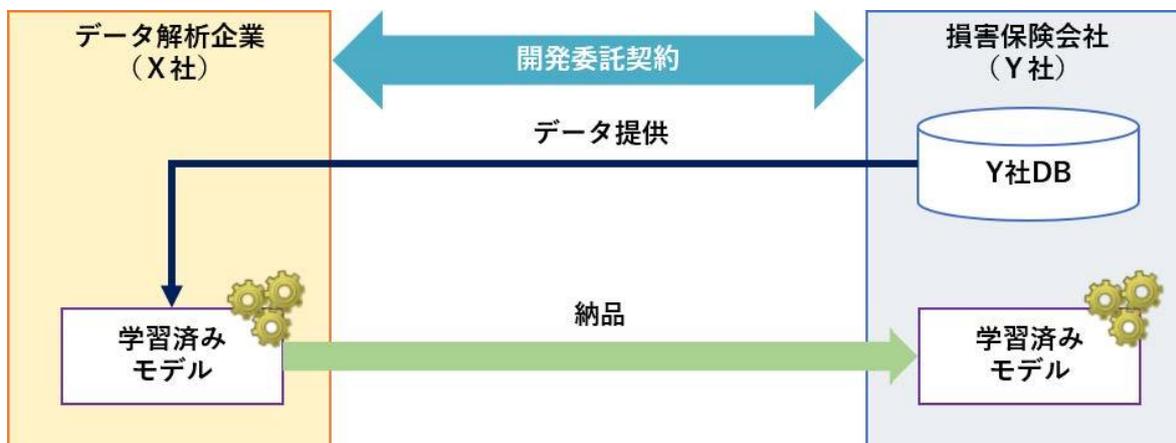


図 1：学習段階・利用段階の流れ

<事例 1 ユーザ企業（Y 社）がデータの提供を行い、データ解析企業（X 社）が単独で学習済みモデルのみを生成する場合>



【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）

(1)委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 25 条により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-4（委託先の監督）参照）。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q & A】

Q 1 - 8 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、個人情報に当たりますか。

A 1 - 8 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないと考えられます。

Q 7 - 37 ガイドライン（通則編）3 - 6 - 3 の「(1) 委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 7 - 37 次のような事例が考えられます。（中略）

事例 2）複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合